

## 仕様書（Chromebook）

### 1 概要

この事業は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想第2期の実現のために公立の小学校、中学校等に整備する学習者用コンピュータについて、ふくしまGIGAスクール推進協議会において、共同調達を行うものである。

### 2 調達機器及び仕様

別添1-1「調達機器・仕様一覧」によるものとする。

### 3 仕様要件

- (1) 別添1-1「調達機器・仕様一覧」の条件を満たすこと。
- (2) 別添1-1「調達機器・仕様一覧」に記載されている以外で、「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータ最低スペック基準」（令和6年4月17日文部科学省）を満たすための仕様があれば付加すること。
- (3) 別添1-1「調達機器・仕様一覧」に記載されている以外のもの（物品、ソフトウェア、サービス等）で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、契約の事務手続きを行う際に、各参加自治体に提示の上、各参加自治体の求めに応じて契約に付加すること。

なお、無償で提供可能なものは、項目ごとに各参加自治体が採否を選択できるものとする。

また、システム設定を変更しても、その変更が共同利用している他の自治体の機能やデータ、運用に影響を与えないソフトを付加すること。

- (4) 本体カバー・画面保護フィルムについては仕様に含まないが、契約の事務手続きを行う際に希望する自治体の求めに応じ契約に付加すること。

### 4 納入条件

- (1) 納入する機器は、製造から納入まで1年以内の新品かつ市販されている物とし、改造カスタマイズは不可とする。
- (2) OS及びアプリケーションは、納入する時点で最新版のものとすること。
- (3) 納入時に契約物品の後継モデル若しくは後継バージョンが発売された場合で、やむを得ない場合は、契約物品を後継モデル又は後継バージョンへ変更することを可能とする。ただし、契約金額に変更のないことを条件とし、各参加自治体との協議を経るものとする。
- (4) 全ての端末について、各参加自治体が指定する初期設定（キッティング）が完了し、通常使用できる状態をもって納入完了とする。機器が正常に稼働することを確認した上で、書面により納入先所属担当者の確認を受けること。
- (5) 納入完了後、各参加自治体担当者の検収を受けるものとする。
- (6) 納入完了後、必要に応じて県及び各参加自治体より操作説明を求めることがあるので留意すること。
- (7) 受注者は検収後、1年以内において納入物品の設計・材料・製造等に起因する不具

合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとする。

機器修理対応に関する依頼がある場合は、平日午前 9 時から午後 5 時までに対応すること。

- (8) 納入時の提出物として、機器の一覧表を作成し、品名・型番・アセット ID ・管理番号・シリアル番号等、保守運用管理に必要な情報を提出すること。なお一覧の詳細は、自治体毎に協議して決定する。

5 納入場所及び数量

別紙 1 及び別紙 1-1 のとおり各参加自治体の指定する場所に指定する台数を納入すること。

6 納入期限

別紙 1 及び別紙 1-1 のとおり各参加自治体が指定する日とする。

7 契約

契約は最優秀提案者と各参加自治体が締結するものとする。

8 その他

(1) 端末調達に合わせて、既存端末の処分についても、自治体からの相談に応じ必要な情報を提供すること。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合には、各参加自治体と受注者で協議の上決定するものとする。

(参考) 仕様毎の提案・契約の位置づけ

|                | 提案                | 契約            | 補助金(*) |
|----------------|-------------------|---------------|--------|
| 端末の基本仕様        | 仕様書準拠の提案<br>必須    | 提示台数を契約       | －      |
| 形状、通信方法        | 参加を希望する端末について提案必須 | 自治体毎に契約       | 対象     |
| 本体カバー・画面保護フィルム | 任意                | 任意（自治体毎に別途検討） | 対象     |
| Web フィルタリング    | 不要                | 任意            | 対象外    |
| キッティング         | 必須                | 提示台数を契約       | 対象     |
| 既存端末の処分サービス    | 不要                | 任意            | 対象外    |

(\*) 福島県公立学校情報機器整備事業費補助金

※ 見積書は提案必須のもののみで積算すること

## 調達機器・仕様一覧(Chromebook)

|          |   |
|----------|---|
| OS       | ChromeOS  |
| CPU      | Intel Celeron Processor N4500と同等以上<br>※Intel社製に限定するものではない。  |
| ストレージ    | 32GB以上  |
| メモリ      | 4GB以上   |
| 画面       | 10~14インチ、タッチパネル   |
| 無線       | IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax以上   |
| 周辺機器     | 日本語配列のハードウェアキーボード及び純正USIペン<br>(キーボードの接続方式は本体一体型もしくは有線接続であること)   |
| 端末形状     | コンバーチブル式又はデタッチャブル式で、別紙1により各参加自治体の希望する端末形状とすること  |
| カメラ機能    | コンバーチブル：インカメラ及びアウトカメラを有していること<br>デタッチャブル：インカメラ及びアウトカメラを有していること  |
| 音声接続端子   | マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること  |
| オーディオ機能  | 内臓マイク及びステレオスピーカーを有していること  |
| 外部接続端子   | コンバーチブル：<br>(1)USB3.0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること<br>(2)USB3.0以上の規格であってUSB Type-Aポートを1つ以上有している、又は、同等の機能を有するUSB Type-Cポート及び変換アダプタを台数分標準付属すること。<br>※(2)の変換アダプタについては以下の条件を満たすこと<br>ア 端末のUSB Type-Cポートに直接接続し、安定した通信および給電が可能であること。<br>イ 標準付属品として端末とともに納品されること<br>ウ 児童生徒の通常利用に支障がない堅牢性を有すること<br>エ 紛失・破損時に補充可能な体制が整っていること<br><br>デタッチャブル：USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること |
| バッテリ稼働時間 | 8時間以上   |
| 重さ       | 1.5kg程度を超えないこと(本体及びハードウェアキーボード)   |
| 堅牢性      | 事前にMIL規格に相当する落下試験等を実施した堅牢設計であること  |
| 配送       | 配送について、以下の要件を満たすこと<br>・各参加自治体の希望する場所(学校等)へ置き場渡しすること<br>(複数個所への配送を希望する場合は対応すること)<br>・各参加自治体の希望する場合は梱包の箱から端末を取り出し、空き箱の処理を行うこと   |
| 保証期間     | 納品日から1年間以上を有すること  |
| 通信方法     | Wi-Fiモデル又はLTE対応モデルで、別紙1により各参加自治体の希望する通信方法とすること  |
| 端末管理機能   | 以下の設定をネットワークを介して行うための端末管理機能(MDM)としてGoogle GIGA License(第2期)を有していること<br>・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定<br>・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定<br>・接続先ネットワークの制御<br>・紛失・盗難時の制御設定   |
| キッティング   | 福島県教育委員会又は各参加自治体が提供する顧客ID、事前プロビジョニングトークンを用いて、ChromeOSのゼロタッチ登録に係る事前プロビジョニングを行うこと。<br><br>(1) 納入端末への Chrome Education Upgrade ライセンスの紐づけ<br>(2) 開梱・簡易的な初期不良の確認<br>(3) ChromeOS を作業時点の最新バージョンへのアップデート<br>(4) 各参加自治体が指定するネットワーク設定<br>(5) 端末へ、必要なラベルの貼付   |
| その他      | 1 納入台数分(予備機を含む。)Google GIGA License(第2期)を整備すること<br>2 各参加自治体が希望する場合は、メーカー保証終了後に延長保証を選択できること(応用パッケージ(有料オプション)による提案も可とする)<br>3 故障等の対応窓口を設けていること<br>4 県内各地に直接出向いて対面でのサポートが可能な体制を整えていること<br>5 端末の登録ドメインは各参加自治体の指示に従うこと<br>6 OSの自動更新期限が2033年6月以降であること   |